



御 監 第 99 号
令和 5 年 2 月 17 日

御前崎市長 柳澤重夫 様

御前崎市監査委員 加藤英男
御前崎市監査委員 増田雅伸

定期監査結果報告書(工事監査)の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査(工事監査)を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

令和4年度
定期監査結果報告書

(工事監査)

御前崎市監査委員

令和4年度定期監査報告書（工事監査）

1 監査の対象 令和4年度市立御前崎総合病院非常用発電設備パワーモジュール等更新工事

2 監査の期日 令和5年2月7日（火）

3 監査の方法

監査の対象は、令和4年度に工事が完了した建設工事の中から1件を抽出した。実施にあたっては、事前に対象施設の所管課から監査資料及び関係資料の提出を求め、関係職員等から説明を聴取するとともに、確認等を行うため現地調査を実施した。

4 監査の結果

本監査では、所管課より提示された監査対象書類を検分し、監査対象の工事が、設計図書及び施工計画書に沿っておおむね適正に施工されていることを確認し、工事関係書類の整理状況も、おおむね適正に執行されているものと認められた。

同日、監査委員により現場監査を実施し、現場施工状況、安全管理状況等についてもおおむね良好であることを確認し、工程どおりに進められ、契約内容どおり施工されているものと認められた。

5 監査の意見

今回の工事について、設計と施工が同じヤンマーエネルギーシステム㈱1社からで、工事費の妥当性の検証が難しいと考えましたが、担当課職員から詳細な説明と、質疑に対する十分な回答を受けました。

工期の短縮や事務の効率化などにより時間的効率性の向上を図るなど、コスト削減に努めています。

今後も引き続き、公共事業の遂行に関しては、発注者である市、設計業者、工事請負者のお互いと一緒に研鑽を深めながら、個々の技術力の向上に努められるとともに、行政として市民への十分な説明責任を果たすようお願いします。

また、安全管理の徹底を図るとともに、適正で円滑な施工に努めてください。

6 工事の概要

件名	令和4年度市立御前崎総合病院非常用発電設備パワーモジュール等更新工事
工期	着手 令和4年7月8日 完成 令和4年11月9日
契約方法	随意契約（見積り合せ：令和4年7月6日）

	ヤンマーエネルギーシステム(株)名古屋支店が非常用発電設備の保守点検業務を受託し、設備に熟知し、更新後のメンテナンスを含め、迅速かつ確実な履行が可能のため。
契 約 日	当初契約 令和4年7月7日 変更契約 令和4年10月31日（工期の短縮による）
請 負 金 額	当初契約 72,380,000 円 変更契約 71,390,000 円
工 事 場 所	御前崎市 池新田地区 大山地内
請 負 業 者	ヤンマーエネルギーシステム株式会社 名古屋支店
施設・工事概要	<p>目的 非常用発電設備1号機と2号機の耐用年数経過に伴う部品交換等更新に係る工事</p> <p>施工概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号機非常用発電機（6.6 kV 500kVA）AT600S タービン機関本体のパワーモジュール交換を含む部品交換、点検 ・2号機非常用発電機（6.6 kV 300kVA）AT360S 部品交換、点検 ・1号機非常用発電機の整備に伴う仮設発電機の設置

7 現場監査の様子

